

2024年度 監査報告書

2025年5月30日

2025年5月30日

公益財団法人JKA

会長 木戸 寛 様

監事 井手 和



監事 渡部



私たち監事は、公益財団法人JKAの2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）（並びに公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項）の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当財団の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、2024年度に係る事業報告について監査しました。

さらに、会計監査人から、職務の執行が適正に行われることを確保するための体制（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の説明を受け、併せて2024年度の監査を行うにあたって特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続き等の報告を受け、会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確認しました。

以上の方法によって2024年度に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等を監査しました。

2. 監査の意見

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示していると認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上